

大津圏域
誰もが安心して暮らせる住まいの場の整備に関する提言書
・ ケアホームを中心に ・

人々の住まいには多くの選択肢があります。今回の提言書では、まずはケアホーム（共同生活介護）を誰もが安心して暮らせる場として利用できるようにすることを主眼に以下の6つの提言を行います。

○ ソフト面 ： 生活全体を支える仕組み作り

（それぞれのホームを重装備化するのではなく、地域において支える仕組みを作る）

提言1：必要なひとに必要な支援を届ける仕組みの整備

提言2：緊急時の対応整備

提言3：24時間つながる支援・総合的な暮らしの組み立てを整備

○ ハード面 ： 支える骨組みが揺らがないように

提言4：住居の確保と住環境の整備

提言5：支援者の育成

提言6：地域のニーズの集約に基づく利用調整と計画的なホームの整備

平成23年5月 大津市障害者自立支援協議会 住まいの場整備プロジェクト

1. はじめに

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）＜以下、「ホーム」とする＞は日常生活上に障害があり支援が必要な人が地域で暮らしていくための住まいの場の一つとして大きな期待が寄せられています。しかし、現在のホームは報酬等の面から体制が脆弱にならざるを得ず、利用したい人が誰でも利用できる選択肢にはなっていません。

ホームを安心して利用できるようにするためには、利用者の生活全体を支える仕組みを地域で作る、生活を支える骨組みが揺らがないようなホームの基盤作りが大切です。

大津市障害者自立支援協議会では誰でも利用できるホームを作るためにどのような支援体制が必要か、プロジェクト会議を立ち上げ2年間検討を重ねてきました。（資料1）

2. 提言の背景

(1) ホームの概況

厚生労働省の調査によると、全国で37,944人（平成22年5月時点）の人がホームを利用しており、滋賀県においては607人（平成22年5月時点）、大津市内では約80人（平成23年3月時点）が利用しています。

支援内容・ 人員配置	ホームでは利用者に必要な家事や介護はもちろん金銭管理や通院の付き添いなど利用者の生活に必要なあらゆる支援が必要とされます。 法で定められた人員配置が必要です。（資料2） 障害程度区分4以上の利用者に関してはホーム内での居宅介護の利用が可能になっていますが、利用した日はホームの報酬単価が下がるようになっています。（資料3）
報酬	報酬は利用者の障害程度区分によって異なります。また、一定の条件を満たした場合の加算として夜間支援体制加算、重度障害者加算、日中支援加算、入院時支援加算等があります。（資料3） ホームの報酬は日中施設と比べると低い単価となっています（例えば、区分6の人が生活介護事業＜昼間の約7時間＞を利用する場合は13,200円、ケアホームにおける支援（夕から朝にかけて約17時間）を利用する場合は6,450円の報酬）。また、日割り計算であり、利用者が入院等に伴って報酬が減り、運営が非常に厳しい状況となります。
住環境	ホームの多くは一般のアパートや一戸建て住宅を使用しています。しかし、平成21年4月に消防法施行令が改正され、障害程度区分4以上の利用者が8割を超える場合には自動火災報知設備が必要となり、面積が275㎡以上の場合はスプリンクラー設備が必要となりました。 また、ホームが消防法で社会福祉施設と位置づけられたため、建築基準法上の用途についても自治体によって寄宿舎や共同住宅として取り扱うところもあります。こうした消防法に定められた条件を満たす物件の確保が難しくなっている状況です。

(2) 大津市内のホームの現状と課題

大津市内には平成 23 年 3 月末現在で障害のある人の住まいの場として施設入所支援事業所が 1 ヶ所、ケアホームが 24 ヶ所、グループホームが 6 ヶ所（ケアホームと重複している所を除く）整備されています。（資料 4）大津市のホームの現状と課題は以下の通りです。

住居の確保 生活環境の 整備	大津市内のホームのほとんどが地域の中古住宅等の物件を借りて運営しています。しかし、近年求められる防火設備等の要件が厳しくなっており、条件にあった物件を探すことや防火設備等の設置にかかる費用を工面することが困難な状況となっています。
支援者の確保	大津市内のホームの職員体制は利用者 4 人に対して支援者が朝・夕 1 人、夜間は待機者が 1 人のところがほとんどです。利用者の高齢化や障害の重度化に伴い、朝・夕の複数支援者の配置や夜間も起きて介助や見守りを行う必要が出てきています。
業務の煩雑 さ	ホームの支援内容は生活全般多岐に及んでおり、支援者（特にサービス管理責任者）の業務量が非常に大きくなっています。 特に日常の金銭管理や利用者の通院や入院の付き添いに日々追われている状況です。
利用者の障 害や状況に 応じた支援 の提供	①支援者の育成 ホームの支援者が利用者の多様なニーズに応えるためにはスキルの向上が求められます。しかし、ホームの報酬の低さから、サービス管理責任者以外の支援員は非常勤雇用という場合が多く、専門性を持った支援者の確保や育成が非常に困難です。 また、ホームは一人で業務を行うことが多く、支援者自身が支援の中身を相互検証する場や相談する場をもてず、研修への参加も困難な状況です。 ②総合的なコーディネート ホームで利用者の多様なニーズに応えるためには関係機関との連携が求められます。特に利用者の地域生活の思いやニーズを本人から聞き取りコーディネートしていく支援者の存在が重要です。現状ではホームのサービス管理責任者が担うことが多いですが、利用者 30 人に対して 1 人という人数ではまかないきれません。第 3 者として相談支援専門員等がコーディネートしていくことが求められています。
利用ニーズ の把握とそ れに基づい た整備	大津市内では様々な法人がホームを運営していますが、地域のホームに対するニーズを把握・集約する場は整備されていませんでした。そこで平成 22 年度から大津市自立支援協議会でホーム利用希望の取りまとめを行うことになりました。平成 23 年 3 月末現在で 64 人が利用を希望されています。（資料 5） そのうち半数以上が重介護や常時見守りが必要な人で現状の大津市内のホームでは受け入れが困難な状況です。 介護の必要な人が利用可能なホームの整備が早急に必要とされています。

(3) 障害種別ごとのホーム利用の現状と課題

<p>重症心身障害 身体障害</p>	<p>重症心身障害の人が利用可能なホームが市内には1ヶ所あり、定員4人です。朝と夕は2人体制、夜間は夜勤1人の体制がとられています。ホームの報酬単価だけでは必要な支援者数を確保することが困難なために、大津市から補助金が出ています。</p> <p>なお、身体障害の人専用のホームは市内には現在ありません。</p> <p>今後の課題としてはバリアフリーな住居の確保と医療ケアの必要な人への対応、そして個別ケアに必要な支援者の確保の検討が必要です。</p>
<p>行動障害 重度知的障害</p>	<p>行動障害の人及び重度知的障害の人を主に支援しているケアホームが市内には4ヶ所あり、あわせて27人生活しています。同一敷地内に4つのホームがあり、朝と夕は利用者7～8人に対して2人、夜間は1人の体制で支援しています。同一敷地内の通所施設と一体で運営をすることにより、必要な支援者数を確保しています。</p> <p>今後の課題としては地域の小規模なホームでどのように支援を展開していくかという点です。障害特性に配慮した住環境の確保や支援者の育成そして個別ケアに必要な支援者の確保の検討が必要です。</p>
<p>中軽度知的障害</p>	<p>市内のホームを一番多く利用されているのは中軽度の知的障害の人たちです。最近は発達障害の人や精神障害と知的障害を重複している人の利用も増えてきています。そのため、支援者は各障害に応じた配慮ある対応が求められます。また、利用者同士で入浴の順番など生活上のルールをめぐるトラブルになることも多くあります。</p> <p>今後の課題としては利用者の高齢化や重度化に伴う支援体制の構築、発達障害のある人が安心できる関わり方や環境整備の検討、そして一人暮らしへの移行に向けた支援をどうしていくかです。</p>
<p>・精神障害</p>	<p>精神障害の人を主に支援しているホームが市内には2ヶ所あります。家事援助や生活面での助言のためキーパーが朝・夕1人配置されており、夜間は支援者が配置されているホームと配置されていないホームとあります。医療との連携が重要であり、服薬管理で訪問看護を利用されている人もいます。</p> <p>今後の課題としてホームの数をどう増やしていくか、また一人暮らしに移行するための支援をどうしていくかです。</p>

3. 提言の内容

ホームを誰もが安心して住める場として利用できるようにするために以下の6つの提言を行います。

生活全体を支える仕組み作り			
1	必要な人に必要な支援を届ける仕組みの整備	ケアホームにおける居宅介護の利用促進	ホーム内において個別ケアが必要な人が居宅介護の利用ができるよう相談支援専門員と連携して調整
		権利擁護システムの確立	利用者の金銭管理等を第3者が行う権利擁護システムを大津市内に構築
		障害特性への対応	発達障害や行動障害など障害特性に応じた支援をホーム内で行えるよう専門機関と連携を行い検討
2	緊急時の対応整備	サポートセンターの設置	ホーム利用者の夜間・緊急時の対応をやまびこ総合支援センターにおいて実施
			一人暮らしをしている人や“軽装備”のホームを支援するための支援者が加配された拠点型ホームの設立を検討（資料6）
3	地域生活の総合的なコーディネート（24時間つながる支援）	コーディネートを行う支援者の配置 防災設備	本人の希望に応じた支援を行うための総合的なコーディネートを行う支援者を各ホームに配置できるよう検討
			利用者の地域生活のコーディネートに相談支援専門員が関わるシステムを構築
支える骨組みが揺らがないように			
4	住居の確保と住環境の整備	住居の確保	不動産業者との連携及び地域住民への啓発活動
		住環境の整備	障害の状況に応じて必要な住環境整備のための改修費や補助制度の検討と活用
		防災設備	消防法や建築基準法において小規模なホームを住宅として位置づけられないか全国的な課題として提起 安全の確保と火災等から利用者を守るための対策の検討
5	支援者の育成	研修の機会の設定	支援者の専門性を高めるための研修の場の定期的な設定
		支援者の孤立予防	支援者がスーパーバイズを受けられる機会や場の設定
6	利用調整と計画的な整備	とりまとめ会の設置	自立支援協議会における集約と、適切かつ公平な入居調整、及び計画的な整備
		一人暮らしへの支援	ホームから一人暮らしを望む人への支援をサービス管理責任者と相談支援専門員が連携しながら実施
		重点的ホームや混合型ホームの設置	行動障害や重症心身障害など障害種別に特化した重点的なホームと様々な障害のある人が一緒に利用する混合型ホーム両方の整備の検討

また、障害別にホームを利用するにあたって必要な体制に関して以下の通り提言します。

障害別にホーム利用に必要な支援体制

	重症心身障害 身体障害	行動障害 重度知的障害	知的障害 (通所施設利用)	知的障害 (一般就労)	精神障害
必要な住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子も利用可能なバリアフリーな設備と十分なスペース。 ・機械浴槽やリフターなどの介護機器の設置。 ・夜間の体位交換や更衣時の介護負担を軽減するための調整できる電動ベッド ・車いすが搭載可能な車両の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性に配慮した生活空間（日常生活用品配置など） 例：冷蔵庫や台所周りの割れ物や包丁などの危険な物の設置保管場所 ・必要に応じて防音設や強化ガラスなど ・複数のトイレと広い浴室 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや浴室の手すり ・複数のトイレや洗面所 ・広い浴室 ・必要に応じて防音設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な生活設備 ・複数のトイレや洗面所 ・公共交通機関に近い ・ワンルームタイプの部屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な生活設備 ・公共交通機関に近い
必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺面の介助 ・家事支援、金銭管理 ・通院付き添い ・日中施設や医療機関との連携 ・医療（的）行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺面の介助 ・家事支援、金銭管理 ・通院付き添い ・日中施設や医療機関との連携 ・障害特性に配慮した支援や刺激の調整も含めた環境の整備 ・不安定・不穏時等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺面の介助 ・家事支援、金銭管理 ・通院付き添い ・日中施設や医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺面の介助 ・家事支援、金銭管理 ・就労先や働き暮らし応援センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・身辺面の介助 ・家事支援、金銭管理 ・医療機関との連携
必要な支援者数	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者（1人） ・生活支援員（2人） ・世話人（1人） ・夜勤or宿直（1人） ・看護師（非常勤・1人） * 食事時間や入浴等の時間帯については部分的に支援員複数が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者（1人） ・生活支援員（2人） ・世話人（1人） ・夜勤or宿直（1人） ・看護師（非常勤・1人） * 食事時間や入浴等の時間帯については部分的に支援員複数が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者（1人・兼務可） ・世話人（1人） ・生活支援員（1人） ・宿直（1人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者（1人・兼務可） ・世話人（1人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者（1人・兼務可） ・世話人（1人）

4. おわりに

今回の提言は入所施設から地域のケアホームに移行を検討していた重度の知的障害の人の支援をどうすれば円滑にできるかという話からスタートしました。2年間議論を重ねる中で見えてきたことは、ホームに加算や補助金を付ければ誰もが安心して暮らせる場になるというのではなく、本人の生活全体を支える仕組みとホームをしっかり支える仕組みと両方を地域全体で作っていく必要があるということです。今回の提言をもとにホームが誰もが安心して暮らせる住まいの場となるような施策や支援が大津市内で展開され、住まいの選択肢が広がっていくことを期待します。

(資料1)

*会議等の実施状況

日付	内容
平成21年9月	住まいの場の課題と会議の目標設定
平成21年10月	ステップ広場ガルの見学
平成21年11月	びわこ学園が運営しているケアホーム大平の見学
平成21年12月	びわこ学園医療福祉センター野洲の見学
平成22年1月	施設見学を受けての中間まとめ。施設入所とケアホームの違いの検討
平成22年2月	レガートが運営しているケアホームの見学
平成22年3月	伊香立の杜の見学
平成22年4月	ケアホームを重介護が必要な人が利用する際の課題整理と解決方法の検討
平成22年6月	東近江圏域の生活の場の提言書について講師を招いて学習会を実施
平成22年7月	提言書の作成に向けた課題整理と提言内容の検討
平成22年9月	伊香立の杜の現状確認と提言書の内容に関する検討。
平成22年10月	重症心身障害者の家族のケアホームに対する要望の聞き取りと意見交換
平成22年11月	提言書の作成に向けた課題整理と提言内容の検討
平成23年1月	提言書の作成に向けた課題整理と提言内容の検討
平成23年3月	グループホーム管理者会議と合同での提言書に関する意見交換会
平成23年3月	自立支援協議会定例会で中間報告

*プロジェクト会議委員名簿

所属	役職	名前
大津市障害福祉課	ケースワーカー	横田
知的障害児者生活支援センター	相談支援専門員	松岡
知的障害児者生活支援センター	自立支援協議会事務局	越野
ショートステイ・むくの木	サービス提供責任者	山田
瑞穂（ケアホーム担当）	サービス管理責任者	元藤
びわこ障害者支援センター （ケアホーム担当）	キーパー	督永・増野
伊香立の杜（ケアホーム担当）	サービス管理責任者	浅田
ステップ広場ガル	サービス管理責任者	木村

グループホーム(共同生活援助)

○対象者

就労し又は就労継続支援等の日中活動等を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者(平成21年10月1日から身体障害者も対象。)

- ① 障害程度区分1又は障害程度区分に該当しない知的障害者又は精神障害者
- ② 障害程度区分2以上の知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特にグループホームの利用を希望する場合

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 10:1以上

○報酬単価

■基本報酬

世話人 4:1 [257単位] ~	体験利用の場合 [287単位]
世話人10:1 [120単位]	

■主な加算

夜間防災体制加算

→警備会社との契約等により夜間において必要な防災体制を確保している場合
25単位~12単位

日中支援加算

→利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯における支援を行った場合
270単位

○事業所数 2,919(国保連平成21年6月実績)

ケアホーム(共同生活介護)

○対象者

生活介護や就労継続支援等の日中活動等を行う知的障害者・精神障害者であり、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者(平成21年10月1日から身体障害者も対象。)(障害程度区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者)

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

○報酬単価

■基本報酬

世話人4:1・障害程度区分6の場合[645単位]	体験利用の場合[675~324単位]
世話人6:1・障害程度区分2の場合[210単位]	

■主な加算

夜間支援体制加算

→夜間、必要な職員を専任で配置する等夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合 314単位~5単位

重度障害者支援加算

→区分6であって重度障害者等包括支援の対象者2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合 26単位

日中支援加算

→利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯における支援を行った場合
(区分2及び3) 270単位
(区分4~6) 539単位

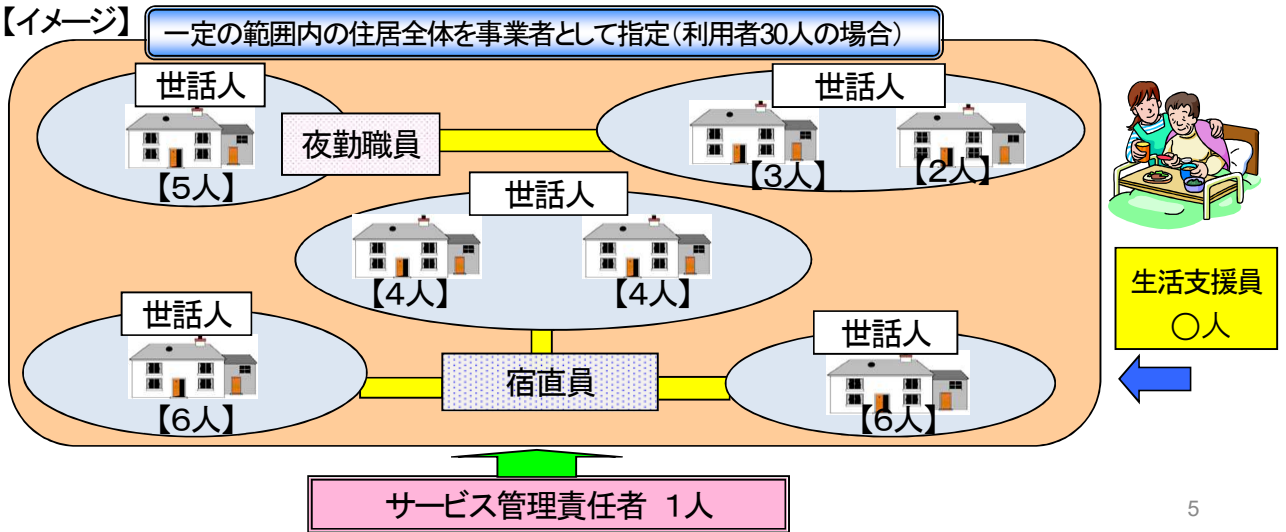
○事業所数 3,032(国保連平成21年6月実績)

グループホーム・ケアホームの事業運営

【ポイント】

- ① 個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を事業者として指定。
- ② 世話人は、全体の利用者数に対し、配置。これまで、利用者数にかかわらず1人配置とされている仕組みを改め、10人又は6人につき1人以上の水準を確保。(利用者4又は5人につき1人以上の水準を配置する場合は、報酬上評価)
- ③ サービス管理責任者は、全体の利用者数に対し、30人つき1人以上の水準で配置。
- ④ 生活支援員は、全体の利用者数に対し、利用者ごとの障害程度区分に応じて配置。
- ⑤ 夜間の適切な支援体制を確保(専任職員の配置等の条件に該当する場合には報酬上別に評価)。
- ⑥ 1住居の最低利用人員は2人以上。

【イメージ】



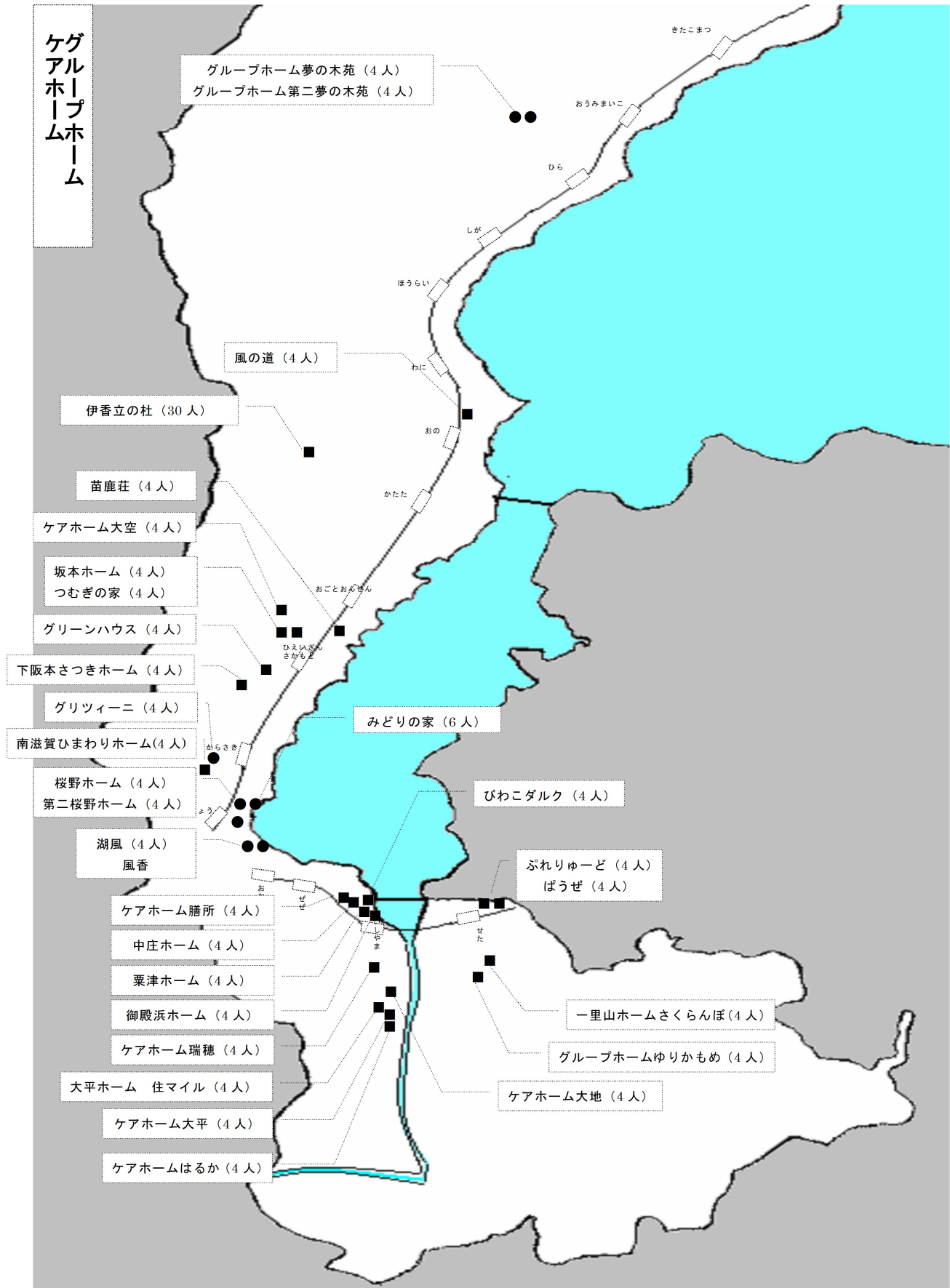
5

(資料3) ケアホームの報酬 (4:1配置の場合)

	基本部分	夜間支援体制加算	重度障害支援加算	1日合計	1ヶ月合計 (30日で計算)
障害程度区分6	6450円	3140円	260円	9850円	295500円
区分6でヘルプをホームで利用した場合	4340円	3140円	260円	7740円	232200円
障害程度区分5	5280円	3140円	0円	8420円	252600円
障害程度区分4	4490円	1640円	0円	6130円	183900円
障害程度区分3	3830円	1070円	0円	4900円	147000円
障害程度区分2	2940円	1070円	0円	4010円	120300円

- ・ 日中支援加算(通所を休み、ケアホームで過ごした場合)：5390円(区分4以上)、2700円(区分2,3)
- ・ 入院時支援特別加算 (月1回)：3~7日未満：5610円、7日以上：11220円
- ・ 帰宅時加算：(月1回)：1870円(3~7日)、3740円(7日以上)

(資料4) 大津市内のケアホーム・グループホーム



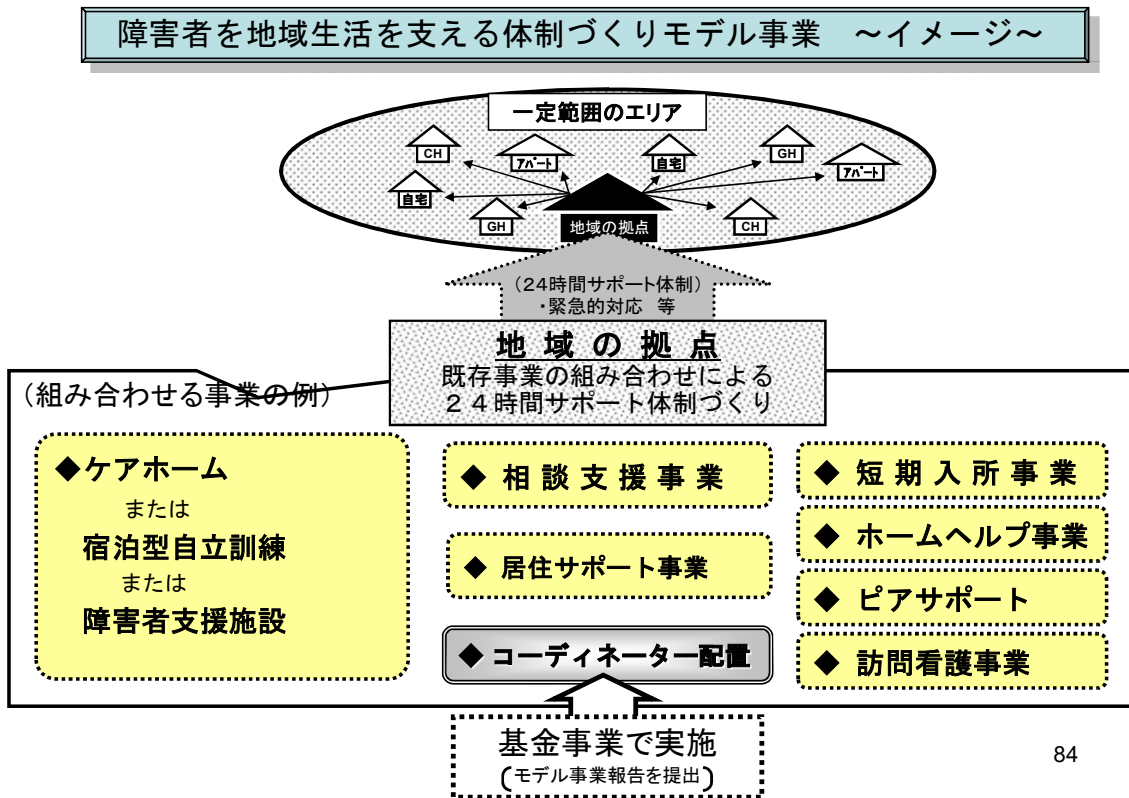
(資料5) 表のように希望者のタイプを整理。(数字は人数) 入居に際してスムーズな調整と資源整備とを目的としている。

利用者のタイプ	今すぐに利用希望			23年4月 希望	24年4月 希望	将来に備えて・ 空きがあれば
	在宅	入所中	入院中			
行動障害を伴う	1	2			1	2
ひきこもり、中軽度知的障害 + 行動のこだわりなどあり		1	3			5
自立支援ホームタイプ						2
中～重度知的障害	5	1			2	17
軽度知的障害	2	1	1			5
重症心身障害・身体障害	3	2		1		8

※人数は、平成23年4月末現在、相談支援事業所を通じ具体的な希望が上がっており、また取りまとめ会名簿への掲載に了解が得られている方のみ。(潜在的な利用希望については勘案していない)

(資料6) 障害者の地域生活を支える体制づくりモデル事業 (厚生労働省資料)

厚生労働省が平成21年度から23年度にかけて障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。



・新潟県にある社会福祉法人「中越福祉会」ではモデル事業として「安心・安全コールセンター」を設置。ホームの利用者や地域で家族及び単身で暮らしている人に対して以下のような支援を行っている。

*24時間コールサービス受付、夜間時・緊急時の対応、通院支援、体験入居、短期入居の受付
通院支援、単身生活者への支援、地域移行、社会資源の構築(共同生活援助・介護事業における地域との調整・交流) 等

・大津市でもホームや単身生活の人を支えるセンター(拠点型ホーム)の整備が求められている。

